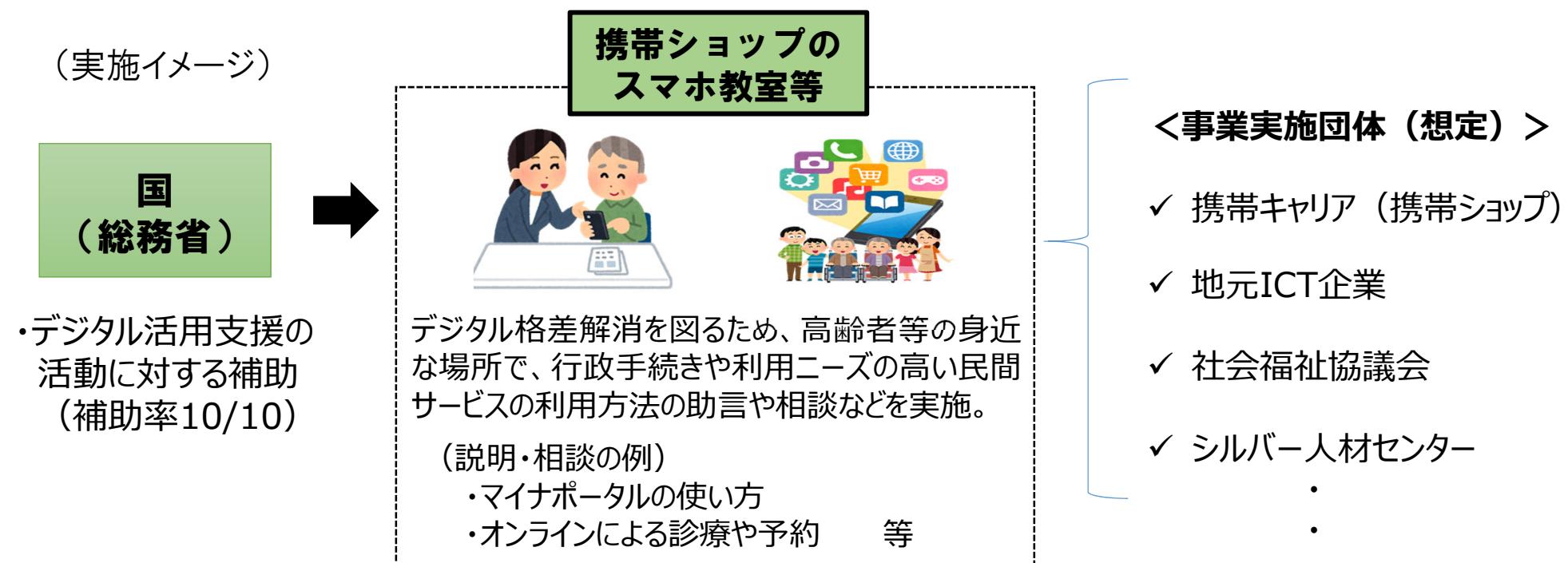


「利用者向けデジタル活用支援推進事業」の概要

- 総務省は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において示された「誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、デジタル活用支援の推進を図る事業を実施する。
 - ・ 高齢者等にはデジタル活用に不安のある方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由によりオンラインによる行政手続き等の利用は進んでいない。
 - ・ こうした状況を踏まえ、民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きや診療、キャッシュレス決済等の利用方法等に関する講習会を開催する。



(参考) 利用者向けデジタル活用支援推進事業における「事業実施団体」の類型

事業実施団体は、以下の2類型

類型A： 携帯キャリアのように、講習会等を行う拠点を全国に有している**全国展開型**

類型B： 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で実施する**地域連携型**

類型A 全国展開型



- ✓ 既に講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯キャリア・携帯ショップを想定）
- ✓ 地方自治体等から支援員の派遣を依頼された場合には、可能な範囲で対応することも想定

類型B 地域連携型



- ✓ 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等を想定）
- ✓ 地域の多様な人材の活用を想定し、コミュニティの形成等にも貢献